

## 滋賀県新しい公共支援基金条例案要綱

### 1 制定の理由

国の平成22年度補正予算における新しい公共支援事業交付金に基づき、「新しい公共」の担い手の一つである民間の非営利組織が地域の課題の解決に向けて、多様な主体と協働して行う先進的な活動の推進およびその自立的な活動のための基盤の整備を図るため、滋賀県新しい公共支援基金条例を制定しようとするものです。

### 2 制定の概要

- (1) 「新しい公共」の担い手の一つである民間の非営利組織が地域の課題の解決に向けて、多様な主体と協働して行う先進的な活動の推進およびその自立的な活動のための基盤の整備を図るため、滋賀県新しい公共支援基金(以下「基金」という。)を設置することとします。(第1条関係)
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とすることとします。(第2条関係)
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。(第3条関係)
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。(第4条関係)
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。(第5条関係)
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。(第6条関係)
- (7) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ この条例は、平成25年12月31日限り、その効力を失うこととします。

## 議第 号

### 滋賀県新しい公共支援基金条例案

上記の議案を提出する。

平成23年 2 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 滋賀県新しい公共支援基金条例

(設置)

**第1条** 「新しい公共」の担い手の一つである民間の非営利組織が地域の課題の解決に向けて、多様な主体と協働して行う先進的な活動の推進およびその自立的な活動のための基盤の整備を図るため、滋賀県新しい公共支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

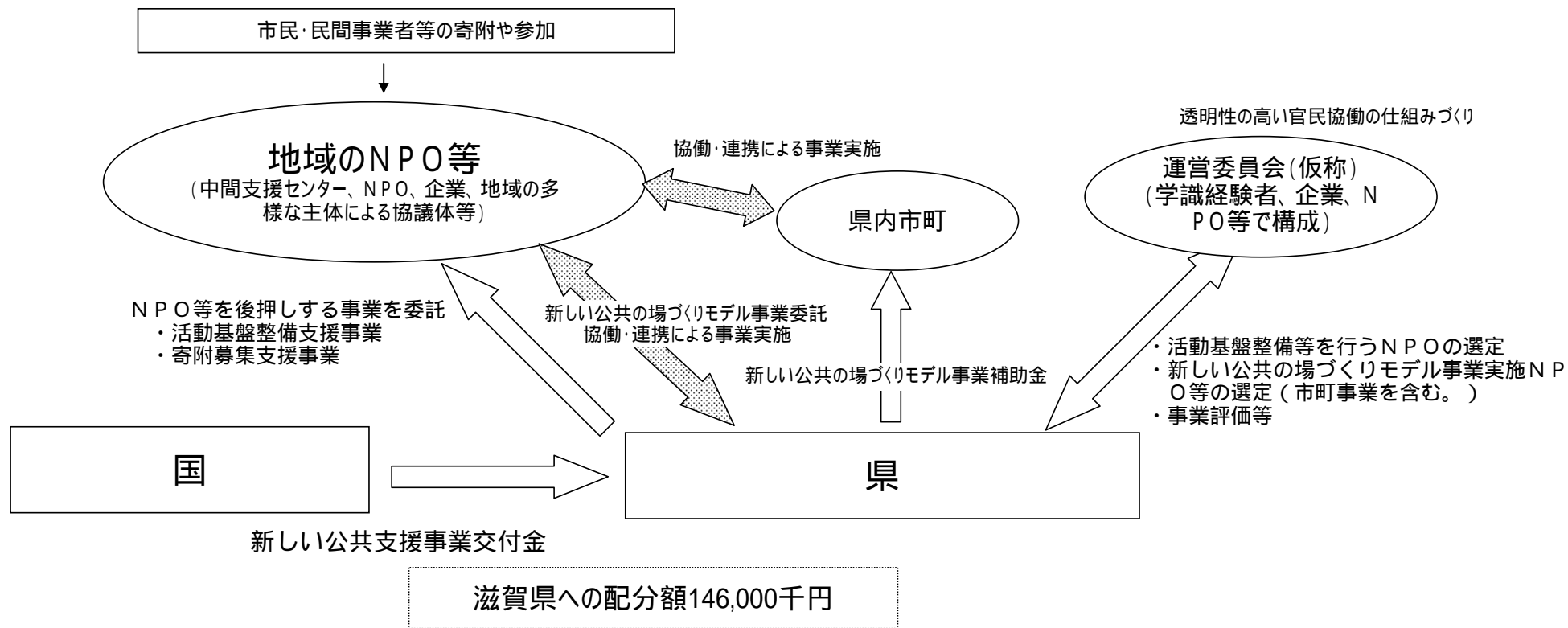
(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例は、平成25年12月31日限り、その効力を失う。

# 新しい公共支援事業 (県民文化生活部 県民活動課)



**【予算配分】平成23年度は、60,000千円、平成24年度は、86,000千円とする。**

	23年度	24年度
県	39,000千円	(未定)
市町	21,000千円	(未定)
計	60,000千円	86,000千円